

遺言信託・遺産整理

岐阜県医師信用組合は、平成30年4月より、三井住友信託銀行の代理店として「遺言信託」および「遺産整理業務」について、三井住友信託銀行への取り次ぎを開始いたしました。

「遺言信託」および「遺産整理業務」に関するご相談、お問い合わせについては、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

遺言信託	大切な方に、大切なご資産を遺すには遺言が最適です。 三井住友信託銀行では、長年に亘り培った財産管理に関する総合的な経験とノウハウに基づき、遺言書の作成にあたってのご相談から、遺言書の保管、遺言執行者としての遺産配分まで確実に実現してまいります。
遺産整理業務 相続手続トータルサービス <まかせて安心>	決められた期間内に相談手続を終了させ、税務申告までを行うのは多くの労力を要します。 三井住友信託銀行では、お手続きに不慣れな方、ご多忙で時間的余裕がない方に代わり、「相続財産の調査・収集」、「遺産分割協議書に関するアドバイス」、「預貯金・有価証券の換金・名義変更」、「不動産の名義変更」まで親身にサポートいたします。

●ご留意事項

当組合は、三井住友信託銀行の代理店として媒介（商品のご紹介と情報のお取り次ぎ）を行います。お客さまと三井住友信託銀行が契約の当事者となります。

【問い合わせ先】

岐阜県医師信用組合 総務部

0120-74-1118（フリーダイヤル）

058-274-1118（TEL）058-274-9057（FAX）

営業時間：月曜日～金曜日（祝日等の信用組合休業日を除く）

午前9時～午後5時

E-mail: gifuisin@ccom.or.jp